

令和８・９年度尾張旭市学校給食用物資納入業者登録申請要領

尾張旭市学校給食センターに、令和８・９年度学校給食用物資納入業者の登録を希望する者は、下記により申込みを行うものとする。

記

１ 資格及び条件

(1) 立地条件

尾張旭市内又は尾張旭市学校給食センターから概ね１時間以内の地域に店舗、工場、営業所等の固定の施設を有していること。ただし、必要物資の調達が困難な物資は、この限りでない。

(2) 衛生状況

- ア 保健所の食品衛生監視成績が良好であること。
- イ 従業員の健康管理が十分に行われていること。
- ウ 製造加工業者は、衛生上必要な設備を完備していること。
- エ 物資納入に携わる者は、毎月の検便検査を受けていること。

(3) 供給能力

指示する日時に受注及び納品できること。

(4) 信用状況

- ア 経営状態が良好であること。
- イ 関係法令が遵守されていること。
- ウ 国税、県税及び市税が未納でないこと。
- エ 学校給食（大量調理）の特殊性を理解し、協力的であること。

２ 提出書類

(1) 令和８・９年度学校給食用物資納入業者登録申請書

（ホームページからダウンロードしてください。）

(2) 添付書類（各種証明は、申請日において発行日より３か月以内のもの）

添付書類名	申請者		説明	備考
	法人	個人		
履歴事項全部証明書	○	—	（法務局発行）	原本
営業許可書（証）または 営業届出	○	○	法令により必要とされる業種	写し可
国税等の納税証明書	その３の３	その３の２	（納税地を管轄する税務署発行）	原本
県税の納税証明書 （事業所所在地のもの）	・法人県民税 ・法人事業税 ・自動車税	・個人事業税 ・自動車税	未納の税額がないことがわかるもの （県税事務所発行）	原本
市税等の納税証明書	○ （事業所所在地のもの）	○ （住所地のもの）	未納の税額がないことがわかるもの	原本

事業所の位置図及び 施設・設備の平面図	○	○		
食品衛生監視票(直近の もの)	○	○	食品の製造・加工を行う業種	写し可

3 提出先

尾張旭市学校給食センター

尾張旭市旭前町新田洞 5 0 0 5 番地 6

4 申請の受付

(1) 受付期間

令和 7 年 1 0 月 1 日（水）から令和 7 年 1 0 月 3 1 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）

※ 受付期間外においても、必要に応じて随時受付を行う。その際の登録期間は、登録日から令和 9 年度末までとする。

(2) 受付時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

5 物資の内容

1	穀 類	9	冷 凍 食 品	17	調味料（醤油他）
2	油 脂 類	10	青 果 物	18	豆 腐 類
3	種 実 類	11	乾 物 類	19	こんにゃく・角麩
4	豆 類	12	乳 製 品	20	漬 物
5	魚 介 類	13	海 藻 類	21	パン用添加物
6	獣 鳥 肉 類	14	麺 類	22	米飯用添加物
7	肉 加 工 品	15	缶 詰	23	菓 子 類
8	鶏 卵	16	調 味 料（ルウ）	24	そ の 他

6 審査結果

書面にて通知

7 問合せ先

尾張旭市学校給食センター

所在地 尾張旭市旭前町新田洞 5 0 0 5 番地 6

電 話 （ 0 5 6 1 ） 5 3 － 2 9 7 1

F A X （ 0 5 6 1 ） 5 3 － 8 7 5 1